

# 重要事項説明書 (注意喚起情報)

## 生命保険のご契約について

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約お申込みにあたってのお知らせ(お申込内容控)」には、ご契約のお申込みに際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「ご契約のしおり一定款・約款」とあわせてその内容を十分にご確認いただいたうえで、ご契約をお申込みください。

<b>1</b>	ご契約のお申込みを撤回することができます(クーリング・オフ制度について) ……………	2
<b>2</b>	健康状態などについてありのままを告知していただく必要があります(告知について) ……………	2
<b>3</b>	当社の職員または当社で委託した担当者が確認のお電話やご訪問を させていただく場合があります(ご契約内容等の確認制度について) ……………	3
<b>4</b>	傷病歴などがある方のお引受けについて ……………	3
<b>5</b>	保障の責任開始の時について ……………	3
<b>6</b>	生命保険募集人について ……………	3
<b>7</b>	保険金・給付金などをお支払いできない場合について ……………	4
<b>8</b>	保険料の払込方法、保険料払込みの猶予期間と失効について ……………	4
<b>9</b>	万一ご契約の効力がなくなった場合でもご契約の復活ができます ……………	4
<b>10</b>	解約について ……………	4
<b>11</b>	「契約転換制度」・「契約一部転換制度」について ……………	5
<b>12</b>	現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に 新たにご契約のお申込みをされる場合のご確認事項 ……………	5
<b>13</b>	保険金・給付金などの支払いに関する手続き等の留意事項について ……………	5
<b>14</b>	相互会社の社員の権利について ……………	5
<b>15</b>	生命保険会社の信用リスクについて ……………	6
<b>16</b>	生命保険のお手続きやご契約に関する相談等について ……………	6
<b>17</b>	保険料のお払込みが困難になられたときについて ……………	6
<b>18</b>	社員配当金のお支払いについて ……………	6
<b>19</b>	ご契約および特約の更新のお取扱いについて ……………	6
<b>20</b>	保障内容の見直しをご検討の方へ ……………	7

特にご確認いただきたい事項のお知らせを記載しております。必ずお読みください。

# 1

## ご契約のお申込みを撤回することができます (クーリング・オフ制度について)

ご契約のしおり

14 ページ

●申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（ご契約のしおり・重要事項説明書）を受け取った日※1または第1回保険料充当金の領収日※2のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱店もしくは本社あてお申出ください。なお、当社の指定する医師の診査が終了している場合や既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合等は、このお取扱いをいたしません。

※1 お申込みの際に約款冊子の交付を希望された場合は約款冊子を受け取った日を含みます。

※2 第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は当社着金日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日、キャッシュレス転換制度またはキャッシュレス保障見直し制度をご利用の場合は保険契約の申込日とします。

# 2

## 健康状態などについてありのままを告知していただく 必要があります(告知について)

ご契約のしおり

25 ページ

●ご契約者や被保険者には当社がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といえます。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申込みを無条件でお引受けしますと、ご契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。

●ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

●当社が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合についても同様に事実をありのままに正確にもれなくお伝え（告知）ください。

●告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、保険金や給付金などをお支払いできないことがあります。

●告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の時（「新がん保険（返戻金なし型）」、「生活習慣病保険（返戻金なし型）」の場合は保険期間開始の時。以下同じ）または復活の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

・責任開始の時または復活の日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

・ご契約または特約を解除したときは、たとえ保険金や給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません（ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「保険金・給付金などをお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります）。

・ご契約または特約を解除したときは、そのご契約または特約の解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

■ご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」および「契約転換制度」・「契約一部転換制度」・「保障見直し制度」のご利用をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

●一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合には「新たなご契約の責任開始の時」、「契約転換制度」・「契約一部転換制度」の「転換後契約」の場合には「転換後契約の責任開始の時」、「保障見直し制度」の「変更後契約」の場合には、「変更後契約の責任開始の時」からその日を含めて、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

●また、詐欺による契約の取消しの規定などについても、新たなご契約・転換後契約・変更後契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

●よって、告知が必要な傷病歴等がある場合には、新たなご契約、転換後契約または変更後契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご留意ください。

## 3

## 当社の職員または当社で委託した担当者が確認のお電話やご訪問をさせていただく場合があります(ご契約内容等の確認制度について)

ご契約のしおり

31 ページ

- ご契約のお申込みにあたり、後日、当社の職員または当社から委託した担当者がお申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、ご本人様にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。
- 保険金・給付金などのお支払いおよび保険料払込免除のご請求に際しても、同様に当社の職員または当社から委託した担当者が保険金・給付金などをお支払いするための確認・照会にお伺いすることがあります。

## 4

## 傷病歴などがある方のお引受けについて

ご契約のしおり

29 ページ

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いの発生率に応じたお引受けを行っております。ご契約をお断りすることもあります。また、「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不担保」などの特別条件をつけてお引受けすることがあります(傷病歴などがある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病によっては特別条件を付せずにお引受けできる場合があります)。

## 5

## 保障の責任開始の時について

ご契約のしおり

27 ページ

- お申込みいただいたご契約について当社がお引受けすることを決定した場合には、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額または不定期払保険料のお払込みが、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。  
(注)第1回保険料相当額が10万円以上の場合は、当社所定の金融機関口座(当社名義の金融機関口座)へお振込みいただきます。この場合、当社着金日をお払込みが完了した時とします。
- 「キャッシュレス転換制度」をご利用の場合には、第1回保険料相当額は「転換後契約の申込日」と「告知日」のいずれか遅い日にお払込みがあったものとみなし、その時を責任開始の時(保険期間開始の時)とします。
- 「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用の場合には、第1回保険料相当額または不定期払保険料は「変更後契約・追加契約の申込日」と「告知日」のいずれか遅い日にお払込みがあったものとみなし、その時を責任開始の時(保険期間開始の時)とします。
- 「新がん保険(返戻金なし型)」「(付加特約を含みます)」「生活習慣病保険(返戻金なし型)」におけるがんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日(復活の場合は復活の日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。
- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にかんがんと診断確定されていた場合(ご契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、「新がん保険(返戻金なし型)」「(付加特約を含みます)および「生活習慣病保険(返戻金なし型)」は無効となり、給付金はお支払いしません。

## 6

## 生命保険募集人について

ご契約のしおり

12 ページ

- 生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

# 7

## 保険金・給付金などをお支払いできない場合について

ご契約のしおり  
18・89  
ページ

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いいたしません。

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合  
なお、ご契約(特約)により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。
  - ・責任開始の日から2年を経過した後に開始した入院や手術
  - ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき(事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます)
  - ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険金・給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効(ご契約の効力がなくなる)ことした場合
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合
- 保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 責任開始の日(復活の場合は復活の日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合
- ご契約者・受取人などの故意により保険金・給付金の支払事由が生じた場合
- 災害保険金・入院給付金などについて、ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合

# 8

## 保険料の払込方法、保険料払込みの猶予期間と失効について

ご契約のしおり  
107 ページ

- 保険料は払込期月(本来保険料をお払込みいただく月)中に口座振替、団体または集経由などの方法により当社にお払込みください(「保険王プラス」は集金扱による保険料のお払込みを取り扱っておりません)。
- 保険料のお払込みがない場合でも、「利率変動型積立保険」(以下「積立保険」)の積立金から「普通定期保険」等の指定契約に保険料が払込まれます。ただし、積立保険の積立金が、払込まれるべき指定契約の保険料の合計額に満たない場合は払込みを行いません。
- 指定契約へのお払込みができないまま指定契約の猶予期間が過ぎた場合には、指定契約は失効します。  
※指定契約とは、保険契約指定特約を付加した「普通定期保険」等のことで、お払込みいただく保険料は、指定契約の保険料も含めて積立保険に払込まれます。指定契約の保険料は、毎月、積立保険の積立金から払込まれます。

# 9

## 万一ご契約の効力がなくなった場合でもご契約の復活ができます

ご契約のしおり  
107 ページ

- 失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内(保険種類などにより一部取扱いが異なります)の場合、当社の手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みいただけます。
- この場合、あらためて告知または当社指定の医師による診査が必要となります(ご健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります)。
- 当社が復活のお申込みを承諾したときは、指定の期日までに所定の金額をお払込みください。このお払込みが完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

# 10

## 解約について

ご契約のしおり  
113 ページ

- 生命保険では、お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、その一部は保険金などのお支払いや生命保険の運営に必要な経費にあてられ、それらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、ご契約を途中でおやめになると多くの場合、返戻金はお払込保険料の累計額より少ない金額になり、場合によってはまったくないこともあります。
- 「介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)」、「介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)」、「医療保険(返戻金なし型)(2010)」、「医療保険L(返戻金なし型)(2011)」、「新がん保険(返戻金なし型)」、「生活習慣病保険(返戻金なし型)」には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

## 11 「契約転換制度」・「契約一部転換制度」について

ご契約のしおり  
94・97  
ページ

- 「契約転換制度」および「契約一部転換制度」は現在の契約を解約することなく新しい保障内容に変更できる制度です。
- 「契約転換制度」および「契約一部転換制度」により保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては、保険料が引上げとなる場合がありますのでご注意ください。

## 12 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みをされる場合のご確認事項

ご契約のしおり  
16  
ページ

一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により支払事由が発生したときは、保険金等のお支払いはいたしません。
- 保険料は、保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たにご契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類(終身保険など)によっては保険料が引き上げられることがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。

## 13 保険金・給付金などの支払いに関する手続き等の留意事項について

ご契約のしおり  
85・123  
ページ

- 保険金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合(お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかに当社担当者、最寄りの営業所、支社またはお客様サービスセンター(ご連絡先は [16](#) をご覧ください)までご連絡ください。
- お支払事由、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じたときは、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 指定代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」でご確認ください)。
- 指定代理請求特約を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

## 14 相互会社の社員の権利について

ご契約のしおり  
10  
ページ

- 当社は、ご契約者の皆様が社員(無配当保険を除く)となり、会社を構成する相互会社です。
- 当社は、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。

## 15 生命保険会社の信用リスクについて

ご契約のしおり  
23 ページ

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経た上で、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820)までお問い合わせください。

## 16 生命保険のお手続きやご契約に関する相談等について

ご契約のしおり  
243 ページ

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、お客様サービスセンターへご連絡ください。  
☎0120-714-532 受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00、土曜日9:00～12:00、13:00～17:00  
(但し、祝日、12月31日～1月3日を除く)
- 指定紛争解決機関について
  - ・この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
  - ・(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
  - ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 17 保険料のお払込みが困難になられたときについて

ご契約のしおり  
108 ページ

- 保険料のお払込みが困難なときは、お申出により、当社の定める範囲内で、将来の保険料のお払込みを停止することができます。また、保険料のお払込みを停止した後に、将来の保険料のお払込みを再開することもできます。なお、払込停止中、指定契約の保険料は積立金を活用して充当し、積立金は活用した金額に応じて減少します。
- 当社の定める範囲内で、お払込保険料を変更することができます。積立金が充分にあるときは、お払込保険料を指定契約に払い込まれる保険料よりも少なくすることができます。この場合の指定契約の保険料の不足分は積立金を活用し、積立金は活用した金額に応じて減少します。
- 指定契約を解約、減額しただけでは、お払込保険料を軽減することはできません。別途、お払込保険料の変更手続きが必要となります。

## 18 社員配当金のお支払いについて

ご契約のしおり  
117 ページ

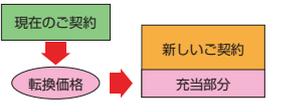
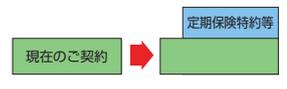
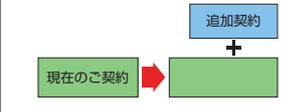
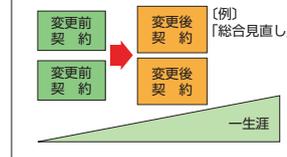
- 社員配当金は、決算の状況に基づいてお支払いするもので、予め定められたものではありません。したがって決算の結果によってはお支払いできない場合があります。なお、一部の保険種類には社員配当金はありません。

## 19 ご契約および特約の更新のお取扱いについて

ご契約のしおり  
79 ページ

- 更新できるご契約および特約は、保険期間満了日の翌日に、更新のお申出があったものとして自動的に更新されます。
- 更新を希望されないときは、保険期間満了日の2週間前までにお申出いただく必要があります。
- 更新後のご契約および特約には更新日の約款を適用し、保険料は更新日の被保険者の年齢および保険料率により再計算します。このため、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 特別条件の適用を受けた場合、その他当社の条件を満たさない場合には、更新のお取扱いをしないことがあります。

●現在のご契約の保障内容を見直したいときは、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	契約転換制度	定期保険特約等の中途付加	追加契約	保障見直し制度
特長	●保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	●現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障額を増やすことができます。	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	●保険王または保険王プラスにご加入いただいている場合、現在のご契約の指定契約を新しい契約に変更することで、お客様のライフサイクルやニーズの変化に合わせ、必要な部分だけを見直して保障を充実させることができます。
しくみ	<p>●現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など(転換価格)を新しいご契約に充当する方法です。</p> 	<p>●現在のご契約に定期保険特約等を新たに付加して保障額を大きくする方法です。</p> 	<p>●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。</p> 	<p>●現在ご契約の指定契約の一部または全部を新たな指定契約に変更したり、現在のご契約に新たに指定契約を追加する方法です。</p> 
現在の契約	●消滅します。	●継続します。	●継続します。	●継続します。ただし、今回変更申出の指定契約は、新しいご契約に変更となります。また、被指定契約が利率変動積立型終身保険の場合には、利率変動型積立保険に変更となります。
保険料等	●契約転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により保険料を計算します。	●中途付加時の契約年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただけます。	●追加契約のご契約時の契約年齢、保険料率により追加契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とは別にお払込みいただけます。	●変更後契約、追加契約の保険料は「保障見直し制度」ご利用時の契約年齢、保険料率により再計算します。
ご注意	<p>●それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、一定の要件を満たすことが必要になります。</p> <p>●いずれの方法をご利用いただくときも、あらかじめ診査(または告知)が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。</p> <p>●現在の当社のご契約を解約することなく、そのご契約の一部の責任準備金など(転換価格)を新しいご契約に充当する「契約一部転換制度」もあります。</p> <p>●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただくことにより、保険料算出用利率(予定利率)が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。</p> <p>●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただく場合、特にお申出がない限り、被転換契約(契約一部転換制度については対象契約)においてすえ置かれた生存給付金・教育資金・進学資金などについては、転換時に転換価格に組み入れられます。</p> <p>●保険王プラスに転換されるときは、転換価格は利率変動型積立保険の積立金に充当されます。</p> <p>●保険王プラス以外の保険種類に転換されるときは、転換価格の充当で割り引かれた後の保険料をお払込みいただけます。</p> <p>●保険王プラスに転換されるときは、「キャッシュレス転換制度」をご利用いただくことができます。その場合には、利率変動型積立保険の積立金に充当される転換価格は、第1回保険料相当額の貸付金の精算後の金額となります。</p> <p>●保険王プラスへの転換時には、長期契約に対する配当金の権利は消滅します。</p> <p>●「保障見直し制度」には、「部分見直し」、「総見直し」、「追加見直し」の3つの方法があります。</p> <p>●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、変更前契約の責任準備金・配当金や積立保険に変更となる場合の積立型終身保険の責任準備金・配当金などは、利率変動型積立保険の積立金に充当されます。</p> <p>●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用いただくことができます。その場合には、ご利用されない場合に比べて、積立金の残高が保障見直し時にお払込みいただく保険料に相当する金額分だけ減少します。</p> <p>●保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。</p>			

